

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 22日

大阪府泉州農と緑の総合事務所長 様

提出者

住 所 大阪府大阪市中央区大手前2丁目

氏 名 大阪府知事 吉村 洋文

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6941-0351

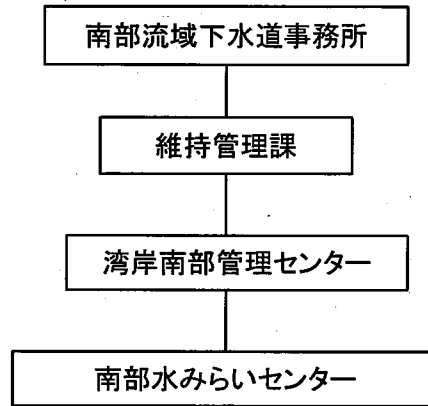
受	付
令和	'2 6.22
泉農緑第	号
大阪府	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	南大阪湾岸流域下水道 南部水みらいセンター
事業場の所在地	大阪府泉南市りんくう南浜1番
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36: 水道業
②事業の規模	実績処理水量 8,639,000 m <sup>3</sup> /年 (令和元年度)
③従業員数	5人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添、資料1「産業廃棄物発生工程フローシート」を参照

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	排出量	40558 t	6.69 t
	（これまでに実施した取組） 排水（下水）中の汚濁物を除去することが主たる事業なので、減量化することは困難であるが、下水汚泥（濃縮汚泥）については中間（脱水）処理して減量化し、その他についても最大限減量化できるように努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	排出量	44051 t	12 t
	（今後実施する予定の取組） 下水汚泥（濃縮汚泥）については令和元年度と同様に努める。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物の種類によって、発生場所毎等で可能な限り分別している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の取組を維持する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

下水汚泥 (分配槽汚泥)	混合廃棄物 (廃プラスチック類等)	廃電気機械器具 (蛍光灯外)
87.79 t	3.18 t	0.62 t

②計画

混合廃棄物 (廃プラスチック類等)		
5 t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	34999 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	38051 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・熱回収は該当なし ・下水汚泥（脱水ケーキ）は中間処理（脱水工程）での減量化を継続する。（含水率約97%から約77%へ） 脱水前44051t→脱水後6000t			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

下水汚泥 (分配槽汚泥)	混合廃棄物 (廃プラスチック類等)	廃電気機械器具 (蛍光灯外)	
t	t	t	t
0 t	0 t	0 t	t

②計画

混合廃棄物 (廃プラスチック類等)			
t	t	t	t
0 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	全処理委託量	0 t	6.69 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	6.69 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
	（これまでに実施した取組） ・下水汚泥（濃縮汚泥）は、中間処理（脱水）後、全量を収集運搬業務として業者委託し、大阪南下水汚泥広域処理場で自己中間処理（焼却）を実施。 ・その他は法令等に基づき適正に契約を締結して委託している。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

下水汚泥 (分配槽汚泥)	混合廃棄物 (廃プラスチック類等)	廃電気機械器具 (蛍光灯外)	
87.79 t	3.18 t	0.62 t	t
87.79 t	3.18 t	0.62 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥（濃縮汚泥）	下水汚泥（沈砂）
	全処理委託量	0 t	12 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
・現在の取組を継続。			
※事務処理欄			



②計画

混合廃棄物 (廃プラスチック類等)			
5 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

